

横浜市公会堂条例の一部改正について

1 趣旨

平成 27 年 4 月から横浜市磯子公会堂について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制度を導入するため、横浜市公会堂条例の一部を改正します。(指定議案は平成 26 年第 4 回市会定例会での提出を予定しています。)

2 横浜市磯子公会堂の概要

| | |
|----------|---|
| 1 所在地 | 横浜市磯子区磯子 3-5-1 (磯子区総合庁舎内) |
| 2 構造・規模等 | 鉄骨鉄筋コンクリート造、 地上 7 階建てのうち 1 階から 3 階の一部 |
| 3 延床面積 | 約 3,289 ㎡ |
| 4 施設内容 | 講堂、会議室(1号・2号・3号)、和室、 集会室(1号・2号)、リハーサル室 |
| 5 開館 | 平成 11 年 11 月 |

3 条例改正の主な内容

- (1) 指定管理者制度を導入している公会堂の一覧に横浜市磯子公会堂を追加。
- (2) 公会堂の指定管理者選定委員会の一覧に横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会に係る項目を追加。
- (3) 区が直接管理している公会堂の使用料を定める表から横浜市磯子公会堂に係る規定を削除。
- (4) 指定管理者制度を導入している公会堂の利用料金を定める表に横浜市磯子公会堂に係る規定を追加。

4 施行期日

- (1) 横浜市磯子公会堂指定管理者選定委員会に係る項目を追加する改正公布の日から施行します。
- (2) その他の改正
平成 27 年 4 月 1 日を施行日とします。